

◎徴収基準額表（鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則別表第5より）

1 被措置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	(1) その全員が基準年度の分の市町村民税を納付することを要しないとき	2,600 円
	(2) その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき((1)の場合を除く。)	5,400 円
	(3) そのいずれかの者に基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき	7,900 円
2 被措置者等及びその世帯内の扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	(1) 当該所得税額の合算額が 15,000 円以下のとき	10,800 円
	(2) 当該所得税額の合算額が 15,001 円以上 40,000 円以下のとき	16,200 円
	(3) 当該所得税額の合算額が 40,001 円以上 70,000 円以下のとき	22,400 円
	(4) 当該所得税額の合算額が 70,001 円以上 183,000 円以下のとき	34,800 円
	(5) 当該所得税額の合算額が 183,001 円以上 403,000 円以下のとき	49,400 円
	(6) 当該所得税額の合算額が 403,001 円以上 703,000 円以下のとき	65,000 円
	(7) 当該所得税額の合算額が 703,001 円以上 1,078,000 円以下のとき	82,400 円
	(8) 当該所得税額の合算額が 1,078,001 円以上 1,632,000 円以下のとき	102,000 円
	(9) 当該所得税額の合算額が 1,632,001 円以上 2,303,000 円以下のとき	123,400 円
	(10) 当該所得税額の合算額が 2,303,001 円以上 3,117,000 円以下のとき	147,000 円
	(11) 当該所得税額の合算額が 3,117,001 円以上 4,173,000 円以下のとき	172,500 円
	(12) 当該所得税額の合算額が 4,173,001 円以上 5,334,000 円以下のとき	199,900 円
	(13) 当該所得税額の合算額が 5,334,001 円以上 6,674,000 円以下のとき	229,400 円
	(14) 当該所得税額の合算額が 6,674,001 円以上のとき	県支弁月額

※ 同一の世帯から同時に 2 人以上の方が給付を受けた場合の徴収基準月額は、1 人目方は上表の徴収基準月額とし、2 人目以降の方は上表の徴収基準月額の 10 分の 1 が負担額となります。